（令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面）

**第四十五条の十一**　令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

**第四十五条の十二**　厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者から令第十一条第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名指定難病関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

**第三章**　療養生活環境整備事業

（法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法）

**第五十条の二**　法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法は、書面又は個人番号カードを提示する方法とする。

**第四章**　雑則

（大都市の特例）

**第五十三条**　令第十三条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第四十五条の二第二項及び第四項 | 都道府県 | 指定都市 |
| 第五十条の三 | | |
| （略） | （略） | （略） |

**附　則**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第二十九号**

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **附　則** | **附　則** |
| （令和六年能登半島地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置） | （新設） |
| **第十七条の五の三**　令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練 | |

（令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面）

**第四十五条の十一**　令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

**第四十五条の十二**　厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者から令第十一条第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名指定難病関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

**第三章**　療養生活環境整備事業

（法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法）

**第五十条の二**　法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法は、書面又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を提示する方法とする。

**第三章**　雑則

（大都市の特例）

**第五十三条**　令第十一条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十条の三 | 都道府県 | 指定都市 |
| （略） | （略） | （略） |